

議論を踏まえた見直しの方向性（案）

1 基本手当及び平成 28 年度末までの暫定措置

○暫定措置については、厳しい雇用情勢下で措置されたものであり、現在の雇用情勢を踏まえると、期限をもって終了することはどうか。

○その上で、これまで、リーマンショックのような急激な雇用情勢の悪化、東日本大震災等の自然災害により離職等された方に対して、個別延長給付により対応してきたことを踏まえれば、個別延長給付終了後もそのような事態に対応するために給付日数を延長できるようにしておくことが必要か。また、その他、対象として追加するケースがあるか検討してはどうか。

○所定給付日数内での就職率が低い、一定の被保険者期間がある特定受給資格者の所定給付日数について検討することとしてはどうか。

○予め更新が期待されていたにもかかわらず、雇止めで離職した有期労働契約者については、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされる状況にあることから、特定受給資格者並びの所定給付日数となるようにすることはどうか。

○賃金日額の下限額については、最低賃金との関係を踏まえ最新の統計調査に基づき見直しをすることはどうか。また、過去と同様に、下限額と併せて上限額も見直すことはどうか。

○賃金日額の下限額が、最低賃金を元に計算された賃金日額を下回るという状況が生じないように、自動改定の際に下限額と最低賃金を元に計算された賃金日額との比較を行っていくことはどうか。

2 適用・マルチジョブホルダー

○マルチジョブホルダーについては、労働時間の把握や失業の判断といった課題が引き続き存在し、海外調査の結果を踏まえると雇用保険制度自体、他の関連制度も含めた検討が必要であることから、引き続き議論していくこととしてはどうか。

3 再就職手当

○前回の法改正で措置した内容の周知を図ることとし、まずは施行後の状況を見ていくこととしてはどうか。

4 移転費・広域求職活動費

○UIJターンの一層の促進の観点から、一定の職業紹介事業者の紹介した職業に就く場合についても、移転費を支給することはどうか。

○移転費・広域求職活動費について、給付制限期間内でも支給できるようにし、また広域求職活動費が更に活用されるように求職者や企業に周知を図る等、運用の改善を図ることはどうか。

5 教育訓練給付

○専門的な分野での自己啓発を一層支援する観点から、専門実践教育訓練給付について、給付率や年間上限額を引き上げることとはどうか。また、若年層が専門実践教育訓練を一層受講しやすくなるよう、教育訓練支援給付金についても給付率の引上げや暫定期間の延長を行うことはどうか。

○短期間でレベルアップしていく必要がある分野があるとの指摘も踏まえ、2回目以降に専門実践教育訓練給付を受けるために必要な期間を短縮することとはどうか。

○育児、出産等で離職し、ブランクがある方が職に就くために教育訓練を受講することができるよう、離職後に教育訓練給付が受給できる期間を延長することとはどうか。

6 求職者支援制度

○実施状況の的確な把握を行い政策の有効性の検証に努めるとともに、雇用保険の給付とのバランスも含め、安定した就職の実現に向けた支援について引き続き検討することとしてはどうか。